

## ● 神奈川県からのお知らせ ●

## 法人の県民税・事業税の超過課税について

県では、特別な財政需要に対処するため、企業の皆さんの特別なご負担により、法人の県民税・事業税の超過課税を実施してきました。

今回、活用目的を「道路等の社会基盤整備」に重点化した上で、新たな超過課税を今後5年間実施することが、県議会で議決されました。

この5年間は、「さがみ縦貫道路（圏央道の県内区間）」の開通などが予定されており、幹線道路のネットワーク整備にとって最も重要な時期です。超過課税の財源を有効に活用し、地域経済の活性化や県民生活の利便性向上、安全・安心の確保を図っていきます。

### 超過課税の内容

適用期間	平成22年11月1日から平成27年10月31日までの間に終了する事業年度						
税率 (従前と同じ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人県民税〈法人税割〉／5.8%（標準税率は5%）</li> <li>法人事業税／標準税率の5%増し（地方法人特別税と合わせた実質的な税負担）</li> </ul>						
中小法人に対する措置 (従前と同じ)	<p>中小法人における事業経営の健全な育成を阻害しないよう、資本金や所得金額など一定の要件を満たす法人に対しては、超過課税による税率ではなく、標準税率を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>標準税率が適用される法人の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人県民税 〈法人税割〉</td> <td>資本金の額または出資金の額が2億円以下でかつ、法人税額が年4,000万円以下の法人</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>資本金の額または出資金の額が2億円以下でかつ、所得が年1億5,000万円（収入金額を課税標準とする法人にあっては、収入金額が年12億円）以下の法人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	標準税率が適用される法人の要件	法人県民税 〈法人税割〉	資本金の額または出資金の額が2億円以下でかつ、法人税額が年4,000万円以下の法人	法人事業税	資本金の額または出資金の額が2億円以下でかつ、所得が年1億5,000万円（収入金額を課税標準とする法人にあっては、収入金額が年12億円）以下の法人
区分	標準税率が適用される法人の要件						
法人県民税 〈法人税割〉	資本金の額または出資金の額が2億円以下でかつ、法人税額が年4,000万円以下の法人						
法人事業税	資本金の額または出資金の額が2億円以下でかつ、所得が年1億5,000万円（収入金額を課税標準とする法人にあっては、収入金額が年12億円）以下の法人						

### 超過課税の活用

全県域において、県土の均衡ある発展に役立つ道路〔政令市域（横浜・川崎・相模原市）の自動車専用道路網などを含む〕を中心とした社会基盤の整備に活用します。

- 1 県土構造の骨格となる自動車専用道路網等の整備
- 2 地域の交流・連携を支える幹線道路網等の整備
- 3 安全・安心な道路環境の確保

お問い合わせ先

超過課税のこと、そのほか法人県民税・法人事業税に関することは、お気軽に下記までお問い合わせください。

今後とも、企業の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いします。

〒210-8562 川崎市川崎区富士見1-1-2 神奈川県川崎県税事務所  
電話 044-233-7351（内線232）－直税第一課－